

## 都市美対策審議会の組織拡充について

## 1 委員拡充の方針

景観法、景観条例に基づく手続き（景観計画・都市景観協議地区を定める場合、特に重要な行為の協議を行う場合等の審議）等に対応するため、次の通り審議会委員を拡充します。

現在の委員数	新規委嘱委員の区分	増員予定数	委員拡充の考え方	拡充後の委員数
7名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験のある者</li> <li>・都市の美観又は都市景観について専門的知識を有する者</li> </ul>	4名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市デザインや都市景観、景観づくり等に関する専門的見地により審議に加わっていただく委員を増員します（3名程度）。</li> <li>・また、審議にあたり、法的妥当性等の判断を担う役割で、法律関係の委員（1名程度）の委嘱を検討します。</li> </ul>	1.4名程度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の住民</li> <li>・その他、市長が必要と認める者</li> </ul>	3名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より開かれた審議会運営を行うため、第三者的見地、市民感覚により審議に参加いただく市民委員を公募により委嘱します（2名）。</li> <li>・また、景観制度に関連する利害関係団体や地域の代表者などの中から1名程度の委員の委嘱を検討します。</li> </ul>	

## 2 市民委員の公募について

## ア 公募概要

応募期間	募集人数	応募資格	応募方法	任期	選考方法
10月2日(月)～10月31日(火)必着	2名	横浜市にお住まいの方 平成18年4月1日現在満20歳以上の方 審議会の会議に参加できる方	応募用紙に氏名、年齢、性別、住所、電話番号、職業のほか、作文：テーマ「横浜の景観について考えること」、自己PRを記入して申込	任命した日から2年間	作文、自己PRを参考にして選考委員会で検討し決定

## イ 選考委員会について

応募期間終了後、都市美対策審議会委員のうち3名程度による選考委員会を開催し、市民委員の選考を行っていただきます。（11～12月上旬予定）

選考委員（案）：岩村会長、並木委員、山崎委員

## 3 スケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民委員公募		← 公募 →	← 選考 →	← 結果発送 →			
新規委嘱委員（公募以外）			← 選任・調整 →		← 任命 →	← 任命から2年間 →	
審議会予定	第98回			第99回		← 審議会参加 →	